

## 令和6年度「地域共創インフラツアー」第1弾 催行応募要領

北海道開発局では、インフラツーリズムを推進するために、当局が行う事業やインフラ施設等を活用したツアーを実施しています。

このうち、インフラが支えた地域発展の歴史を柱に、地域の歴史、産業、文化、食といった様々な要素を取り入れた企画案を地域と共に創りあげ、旅行会社等に企画・催行していただく「地域共創インフラツアー」を実施します。

第1弾として、函館編の企画について、ツアーの催行を希望する旅行会社を募集します。応募に当たっての手続きは、以下の要領のとおりです。

### 1 応募から催行までの流れ

#### ◆応募の受付開始

令和6年5月17日（金）～令和6年5月27日（月）必着

（提出書類は「応募要領 3（2）のとおり」。）

→ 3（1）～  
（3）を参照。

#### ◆予約枠の確定

令和6年5月29日（水）までに通知

・ 申込が重複した予約枠については、抽選により確定となります。

→ 3（4）を  
参照。

#### ◆随時の受付

令和6年5月30日（木）～令和6年6月14日（金）

空いている回については、随時、申し込みを受け付けます。（先着順）

→ 3（5）を  
参照。

#### ◆ツアー企画・打合せ

ツアー催行希望日の連絡：予約枠の確定後速やかに

- ・ 辞退があった予約枠は、随時受付の対象とします。
- ・ 募集型企画旅行（例：パッケージツアー）の場合、ツアーの募集開始前にパンフレット等の事前提出（内容確認）が必要です。

→ 4を参照。

#### ◆ツアー参加者募集開始

各社のHP上で募集する場合は、URLを事務局までお知らせ願います。

→ 5を参照。

#### ◆ツアー実施

催行を中止する場合は、催行日の7日前（土日、祝日の場合はその直前の平日）までに事務局にご連絡願います。

#### ◆アンケート調査等へのご協力

## 2 応募要件

令和6年度「地域共創インフラツアー」にご応募いただくには、以下(1)から(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件のいずれかに該当していること。(3(2)①を参照。)

- ① 旅行業法に基づく、第1種～第3種及び地域限定のいずれかの登録を有していること。
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。
- ③ 公益社団法人 北海道観光振興機構の正会員であること(地方公共団体及び個人を除く)。

(2) 様式2 北海道開発局で定めた条件について同意していること。(3(2)②を参照。)

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある。
- ② 役員(非常勤を含む。)及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である。

## 3 募集内容と応募方法について

### (1) 募集内容とツアー造成条件

今回の「地域共創インフラツアー」は、以下のテーマでツアー造成・催行いただける旅行会社を募集します。テーマに沿って北海道開発局のインフラと地域の文化施設等が連携し、個人では体験できないようなメニューをパッケージ化しておりますので是非ご検討のうえ、ご応募ください(内容の詳細は「4 ツアーの企画について」及び別紙を参照)。

#### 【函館編】

「～過去から現代までの歴史を巡る～」

時代と共に発展してきた「みなみ北海道の交通」を見てみよう!

催行月と回数：7月の平日1回(日程は調整の上決定)

定員：20名

### (2) 提出書類

- ① 【令和6年度「地域共創インフラツアー」予約枠申込シート】(様式1)
- ② 添付書類
  - ・ 【令和6年度「地域共創インフラツアー」応募要件確認書兼同意書】(様式2)
  - ・ 会社概要又は団体の概要がわかる書面  
(過去に当局が開催した公共施設見学ツアー等への参加実績がある場合、提出は不要です。)

※様式1・2は、北海道開発局のホームページからダウンロードが可能です。

※(2)に掲げる提出書類に虚偽内容が含まれていた場合には、施設見学に関する権利は失効するものとします。

### (3) 受付の提出方法等

メールにより事務局までお申し込みください(持参・郵送も可)。

## 受付期間

令和6年5月17日（金）～令和6年5月27日（月）必着

※(2)の提出書類の到着後、事務局から申込受付を完了した旨、メール等により連絡しますので、各々切日翌日（翌日が土日の場合は、月曜日）までに連絡がない場合は、事務局までご連絡ください。

### 【提出先及び問い合わせ先（事務局）】

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 インフラツーリズム担当

■ 電話 : 011-709-2311 (内線 5442)

■ E-mail : hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

## (4) 予約枠の確定について

以下の流れにより予約枠を確定し、5月29日（水）までに全応募者宛に通知し、HP上で公表します。

### ①予約枠の単位

(1)で示したテーマ毎・ツアー1回分を1つの予約枠とします（様式1参照）。

### ②同じ予約枠に複数者の申込が重複（申込数が予約枠数を超過）した場合

応募者には申込内容や重複の有無にかかわらず受付順に「くじ番号」を通知します。申込が重複した場合は、この「くじ番号」を使用して予約枠毎の抽選によって確定します。

※抽選の詳細は別途お知らせします。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
【5】	【12】	【19】	【6】	【1】	【14】	【7】	【18】	【17】	【3】
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
K社	L社	M社	N社	O社	P社	Q社	R社	S社	T社
【13】	【2】	【10】	【16】	【4】	【8】	【15】	【11】	【9】	【20】

## (5) 随時の受付について

確定しなかった予約枠については、以下のとおり先着順による応募を受け付けます。応募される場合は、まず、事務局に直接電話でお問い合わせ下さい。

・ 受付期間 令和6年5月30日（木）～令和6年6月14日（金）

・ 応募要件及び方法

「2 応募要件」、「3 募集内容と応募方法について」に準じることとし、提出期限等は個別に連絡いたします。

## 4 ツアーの企画について

### (1) 予約枠の確定からツアー企画・催行までの流れ

#### ①ツアー催行希望日の調整

予約枠の確定後、事務局から開発建設部の窓口担当者をお知らせいたします。事務局からの連絡後、速やかにツアー催行希望日を当該担当者に相談し、調整を進めてください。

#### ②ツアー内容の調整・下見

①での日程調整後、各開発建設部の指示に従い、施設担当者（開発局インフラ施設及び民間施設）と見学内容の詳細や当日の段取りについて、打合せをお願いします。また下見の必要の有無についても確認し、必要な際は必ず参加者募集の

前に下見（見学）を行ってください。

### ③パンフレット・募集HP等の事前確認

募集型企画旅行（例：パッケージツアー）の場合、ツアーの募集開始までにチラシ・パンフレット、HP原稿等を事前に確認させていただきますので、事務局まで送付願います。

## (2) ツアーメニューの選択

ツアーの造成に当たっては、別紙「対象テーマと予約枠」に記載の「メニューリスト」から選択することも、応募者が独自に組み込むことも可能ですが、メニューリストの「☆」印を付したメニューについては必須です。設定されている「ツアーテーマ」の主旨に沿った内容となるようお願いします。

なお、北海道開発局のインフラ施設の見学時間帯は原則9時から17時までとなります。

## (3) 企画の辞退について

確定した予約枠において、事情によりツアーを企画することが困難となった場合は、速やかに事務局まで辞退を申し出てください。

辞退により予約枠に空きが生じた場合は、ホームページに掲載し、3(5)による先着順受付の対象とします。この場合、ツアー企画・催行までの流れ（手続き）については、柔軟に対応しますのでご相談ください。

## 5 ツアーの参加者募集及び実施について

### (1) 募集開始の連絡

ツアーの募集を開始する際には、募集開始日をお知らせいただくとともに、4(1)

③で確認した媒体（募集パンフ、募集HPのURL等）の最終稿を速やかに事務局まで提出願います。

### (2) 北海道開発局ホームページへの掲載

ツアーの募集や実施状況等について、北海道開発局ホームページやSNS等により随時紹介いたします。

また、各社HPでツアー参加者を募集する際は、北海道開発局等のホームページから当該ツアーの募集ページへリンクを設定いたします。

### (3) ツアーの催行決定又は催行中止の連絡

催行決定又は催行中止について、ツアー催行予定日の7日前（土・日曜日、祝日に当たる場合はその直前の平日）の17時までに事務局までご連絡ください。

### (4) 北海道開発局による見学受入の中止

天候状況、災害（豪雨、豪雪、地震、津波等）や、その他突発的なやむを得ない事由により、北海道開発局が施設見学を実施できないと判断した場合には見学を中止します。

### (5) ツアー当日の注意事項

ツアーの催行に当たっては、北海道開発局との打合せ事項や、施設ごとに定められた制限事項・注意事項等を遵守し、現地では施設担当者の指示に従っていただきますようお願いいたします。

また、広報用としてツアーの様子を撮影する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### (6) アンケートの実施について

今後の参考とさせていただくため、旅行会社等及びツアー参加者全員を対象としたアンケート調査へのご協力をお願いします（ツアー参加者のアンケート調査は任意）。

#### ① アンケートの種類

アンケート調査票には、主催者用（旅行会社さまへのアンケート）とツアー参

加者用があります。

② 提出期限

ツアー催行後10日以内を目処に事務局までご提出ください（電子メール可）。

## 6 問い合わせ先

各種ご相談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

**【問い合わせ先（事務局）】**

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 インフラツーリズム担当

■ 電話 : 011-709-2311 (内線 5442)

■ E-mail : hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

## 7 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、北海道開発局と旅行会社等との間で協議の上決定します。
- (2) 本取組で催行されるツアーに対し公的な資金援助はありません。
- (3) 北海道開発局の施設見学については、北海道開発局が無償で対応します（当局職員が見学案内と解説を行います）。ただし、メニューリスト内の当局以外の施設の見学については料金がかかる場合があります。
- (4) 見学受入の中止及び北海道開発局の責によらない事由により見学中に発生した事故等によって、旅行会社等及びツアー参加者に損害が生じた場合については、旅行会社等の責任でご対応いただきます。
- (5) 旅行会社等において運行されるバスについては、公益社団法人日本バス協会の認定を受けている優良バス会社の利用を推奨します。
- (6) 旅行商品について、北海道開発局及び開発建設部の「後援、協賛、監修」等の名義使用はできません。